

仕 様 書

- 1 契約件名
各務原市新特別支援学校什器備品購入事業
- 2 納入期限
令和 7 年 3 月 7 日（金）まで
- 3 納入場所
各務原市鵜沼羽場町 2 丁目地内 各務原市立（仮称）かかみがはら支援学校
- 4 納入時期
令和 7 年 1 月 2 0 日（月）～令和 7 年 3 月 7 日（金）
 - ・納入時期については、上記期間内を原則とし、事前に発注者と日程調整を行うこと。
- 5 品名・仕様・規格及び数量
別紙「発注物品一覧表」及び「仕様詳細一覧」に記載の条件を満たすものとする。
 - ・納入予定の製品の品番・型番は、受注者が発注者に提案し、市の了承を得てから納品すること。提案の際は、資料・カタログやメーカーの証明書および配置レイアウトを市へ提出すること。
 - ・レイアウトの作成において必要な設計詳細図面（部屋ごとの平面図、立面図等）は発注者が提供する。ただし、校舎建設工事の現場において施工の微調整が行われる可能性があるため、受注者は発注者と最新の情報を共有してレイアウトを作成するものとする。
 - ・備品の色調については、価格が変わらない範囲で、使用する部屋等の色調を踏まえて市と協議の上決定すること。
- 6 支払方法
契約金額の支払方法は一括払いとし、物品の納入が完了した日から 1 0 日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。
- 7 納入
 - ・製品を納入する際は、納入 1 ヶ月前までに納入及び設置にかかる工程表等を市に提出し、承認を得ること。

- ・納入期限までにすべての製品が搬入できるよう、搬入業務管理を適切に行うこと。
- ・養生が必要な場合は受注者にて設置、撤去を行うこと。万一、破損、汚れ、傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告をするとともに、受注者の責任において修復するものとする。
- ・納入時にレイアウトどおりの設置ができないことが判明した場合は、発注者に報告するとともにレイアウトの修正を行い、発注者の承認を得たうえで納入を完了させるものとする。
- ・高さが 1,500mm を超える製品には、転倒防止策を施すこと。なお、単体では 1,500mm を超えなくとも積み重ねて使用する製品については、積み重ね後の高さが 1,500mm を超える場合は転倒防止策を施すこと。
- ・使用の際に建物やその他設備への設置が前提となる製品については、その施工まで行うこと。
- ・建物やその他設備への施工を行う際は、担当者の指示に従うこと。
- ・納入期間中に要請があった場合は、担当者等に対し製品の取扱い説明を行うこと。

8 費用

- ・製品の選定、配置レイアウトの作成、納入、組立、設置等に要する全ての費用を見込むこと。設置のために加工等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- ・本仕様書（「発注物品一覧表」及び「仕様詳細一覧」）の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- ・転倒防止策を施す際は、設置費用を見込むとともに、金具類についても見込むこと。
- ・納入、設置に伴い発生した廃材等は全て持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。
- ・受注者が設置、撤去した養生についての費用の一切を見込むこと。

9 その他

- ・契約後、製品の選定が完了した際は、物品種別ごとの価格（本体価格及び付属物品のほか、納入に係る一切の費用を含んだ額）が分かる、契約金額内訳書（以下「内訳書」）をデータにて提出すること。
- ・内訳書は以下の 2 部に分けて作成し、それぞれに設置・搬入費用、消費税及び地方消費税を見込むこと。
 - ① 実習室兼多目的室の喫茶テーブルおよび椅子
 - ② その他の什器備品等すべて（レイアウト作成や管理費用などの諸費用を含む）
- ・内訳書の提出に当たっては、それぞれの内訳書の合計金額が、契約金額と同一となるようにすること。
- ・内訳書①の物品について、岐阜県清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/214597.html>) またはぎふ県産材利用促進施設等整備事業 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3150.html>) の活用を検討しているため、手続きに必要な資料作成に協力すること。

- ・受注者は、あらかじめ市が指定する備品ラベルを作成し、所定の位置に張り付けること。備品への貼付位置及び方法は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- ・保証書、取扱説明書は、販売代理店を明記のうえ、ファイリングをして提出すること。
- ・検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質など無償で対応すること。
- ・契約及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めること。

10 特記仕様

妨害又は不当要求に対する通報義務

- ・受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- ・受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

以上